

イー1

その他イ

名古屋市都市計画審議会運営要綱の改正について

名古屋市都市計画審議会運営要綱の改正について

1. 背景

平成 30 年 4 月 1 日施行の地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 322 号)により、指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先が都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更されたことに伴い、必要な規定を整理するもの。

2. 改正内容

土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に定める次の事務を、会長の専決とする。

- ・ 口頭意見の聴取その他口頭意見陳述に関する事務を行うこと。
- ・ 意見書を提出した者が証拠書類又は証拠物を提出する場合の提出すべき相当の期間を定めること。
- ・ 相当の期間を定めて、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。
- ・ 参考人の陳述又は鑑定を求めること。
- ・ 現場検証をすること。
- ・ 意見書を提出した者等に質問をすること。

名古屋市都市計画審議会運営要綱(改正案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市都市計画審議会条例（平成12年名古屋市条例第61号）第11条の規定に基づき、名古屋市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を辞したとき、その他会長が欠けたときは次回の審議会において、会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の3日前までに、日時、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(委員、臨時委員及び専門委員の除斥)

第5条 委員、臨時委員及び専門委員は、直接の利害関係にある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(臨時委員等の代理)

第6条 臨時委員及び専門委員のうち、国の関係行政機関又は愛知県の職員のうちから公務の一部として委嘱された者に事故があるときは、その代理人にその職務を行わせることができるものとする。

(議案の説明者)

第7条 議長は、議案に関係のある市職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名押印するものとする。

(会長の専決事項)

第9条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第3項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付議された土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）に定める次の各号に掲げる事務は、会長の専決とする。

(1) 審査法第31条の規定により、口頭意見の聴取その他口頭意見陳述に関する事務を行うこと。

(2) 審査法第32条の規定により、意見書を提出した者が証拠書類又は証拠物を提出する場合の提出すべき相当の期間を定めること。

(3) 審査法第33条の規定により、相当の期間を定めて、書類その他の物件の提出を求

め、又は提出された物件を留め置くこと。

(4) 審査法第 34 条の規定により、参考人の陳述又は鑑定を求めること。

(5) 審査法第 35 条の規定により、必要な場所につき検証をすること。

(6) 審査法第 36 条の規定により、意見書を提出した者等に質問をすること。

(部会)

第 10 条 審議会に、都市計画に関する事項を調査するため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に会長が指名する部会長を置く。

4 部会長は、部会の事務を総括する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

名古屋市都市計画審議会運営要綱改正案（抜粋）（新旧対照表）

旧	新
〔新設〕	(会長の専決事項)
	第9条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第3項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付議された土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)に定める次の各号に掲げる事務は、会長の専決とする。
	(1) 審査法第31条の規定により、口頭意見の聴取その他口頭意見陳述に関する事務を行うこと。
	(2) 審査法第32条の規定により、意見書を提出した者が証拠書類又は証拠物を提出する場合の提出すべき相当の期間を定めること。
	(3) 審査法第33条の規定により、相当の期間を定めて、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。
	(4) 審査法第34条の規定により、参考人の陳述又は鑑定を求めること。
	(5) 審査法第35条の規定により、必要な場所につき検証をすること。
	(6) 審査法第36条の規定により、意見書を提出した者等に質問をすること。
(部会)	(部会)
第9条 審議会に、都市計画に関する事項を調査するため、必要に応じて、部会を置くことができる。	第10条 審議会に、都市計画に関する事項を調査するため、必要に応じて、部会を置くことができる。
2 (略)	2 (略)
(雑則)	(雑則)
第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。	第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。
附 則	附 則
この要綱は、平成12年7月14日から施行する。	この要綱は、平成12年7月14日から施行する。
この要綱は、平成21年11月13日から施行する。	この要綱は、平成21年11月13日から施行する。
	この要綱は、令和元年 月 日から施行する。